

第二次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業 とちLP割(第2弾)のご案内

栃木県内でLPガスを利用している一般家庭等の皆様へ

■ 第二次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業とは

栃木県内の約6割、約51万世帯などが利用しているLPガス料金が高騰していることから、一般家庭等の負担軽減を目的として、栃木県補助事業により実施します。

栃木県内でLPガスを消費する一般家庭等を対象に、
令和5年8月から9月の間にLPガス料金の値引きをします。※

値引き額

合計上限額 2,080円(税込)

- ※1 令和5年7月31日までに、LPガスの契約解除をした場合は、対象外です。
- ※2 令和5年9月1日以降に、LPガスの新規契約をした場合は、対象外です。
- ※3 令和5年8月中にLPガスの新規契約をした場合、従前の契約で受けた値引き額と合計して、上限額2,080円(税込)になるまでの値引きを受けられる場合があります。
ただし、値引き状況を確認するため、新規契約時に、従前の契約に係る検針票等を提示いただきます。
(値引き状況が確認できない場合、値引きを受けることができません。)

- 本事業に関して、消費者である皆様ご自身でのお手続きや、各販売事業者へのお申込み等は不要です。
- 値引き額は、各販売事業者の検針票の料金明細等でご確認ください。

【お問い合わせ】 LPガスの供給を行っている販売事業者、又は補助金センターまで

LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター

〒321-0941 宇都宮市東今泉2-1-21栃木県ガス会館 (一社)栃木県LPガス協会内

専用電話 : 028-689-9912 専用電話 : 028-689-9913

専用メール : tochigilpg-gekihenkanwa_2@uketsukeform.com

受付時間 : 午前9時~午後4時30分(土日・祝日、年末年始を除く)

■LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター ホームページ

https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa_2/



当社は 2,080円(税込) を 8月 に値引きを実施します。
1,890円(税抜) を 9月

販売事業者名 _____